

産業構造審議会商務流通情報分科会製品安全小委員会（第5回）

議事録

日時：平成29年6月16日（金曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

議題

- （1）平成28年度製品事故の発生状況等について
- （2）平成28年度製品安全関係法の執行状況について
- （3）インターネット取引における製品安全の確保について
- （4）長期使用製品安全点検制度の登録率向上に向けた取組みについて
- （5）I o T等を活用した製品安全について
- （6）製品安全関係法の改正事項について

議事内容

○安居製品安全課長　おはようございます。ただいまから、産業構造審議会第5回製品安全小委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

以後の議事進行につきましては三上委員長にお願いしたいと思います。それでは、三上委員長、よろしくお願ひします。

○三上委員長　三上でございます。おはようございます。

それでは、議事に入ります前に、福島産業保安担当審議官からご挨拶をお願いいたします。

○福島産業保安担当審議官　皆さん、おはようございます。朝早くから、傍聴の方もたくさん来ていただきまして、ありがとうございます。

本日は、第5回の製品安全小委員会です。昨年度の事故の分析や、幾つかのトピックについてご紹介をさせていただき、今後の製品安全政策についてご意見を賜ればと思っております。

詳細は後ほど説明がありますが、昨年度の製品事故ですが、802件で、一昨年度が885件ですので、一昨年度に比較して80件ぐらい減っています。全体的には減少傾向ということ

かと思えます。ただ、かなり製品事故の内容は変化をしておりますので、そういう点につきましても後ほどご議論いただければと思っております。特にバッテリーの事故、スマホとかパソコンとかの充電器がふえてきているというのが非常に特徴的であると思っております。

また、製品の販売方法も、量販店や普通のお店で売るものから、インターネットにおいて販売されるものがかなりふえてきたり、現在でも高齢者であったり、お子さんであったり、そういった事故が減っていないという点もまだ特徴的かと思っております。

また、リコールに関する対応も、進んでいるものもあれば、そうではないものもあり、特にリコールをしているけれども、再度、重大事故を起こしてしまっている例もありますので、どうすると効率的にリコールが進むのかや、IoTが進んでいたりとか、流通ルートも変わってきたりしていますので、そういった点につきましても本日はご議論いただければと思えます。約2時間の審議になると思えますが、よろしくをお願いします。

○三上委員長 福島審議官、ありがとうございました。

それでは、次に事務局から委員の出欠のご確認をお願いします。

○安居製品安全課長 まず初めに、新しく審議にご参加いただきます委員の方をご紹介させていただきたいと思えます。

まず、読売新聞論説委員の倉貫委員でございます。

同じく、新しく審議にご参加いただく予定でございました大手家電流通協会会長の佐藤委員におかれましては、本日ご欠席されております。

また、高橋委員、松本委員におかれましても、本日ご欠席されております。

ご出席の委員、オブザーバーのご紹介は座席表をもってかえさせていただきます。

なお、お手元の座席表におきまして、当初ご欠席のご連絡をいただいておりますので、水流委員が抜けております。本日ご参加いただいておりますので、お知らせいたします。

以上でございます。

○三上委員長 ありがとうございます。

会議の定足数について確認させていただきます。事務局から伺っているところによりますと、本小委員会は、委員の出席者が過半数を超えておりますので、成立することを確認いたします。

次に、配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○安居製品安全課長 配付資料でございますけれども、現在、ペーパーレス化を進めて

おりまして、i P a dをお配りしております。i P a dの調子が悪いとか、使い方がわからないという方は、i P a d、マイク担当者が四隅に、立っておりますので、わからないことがあれば呼んでいただきたいと思います。

i P a dでございますけれども、開いていただくと資料1から資料6、委員名簿を載せております。一番上の閲覧用を開いていただくと、一回一回、資料1、2と開かなくても、資料1から資料6まで通して収納してございますので、適宜お使いいただければと思います。

i P a dに加えまして、お手元には製品安全対策優良企業表彰、現在、7月18日まで募集しておりますけれども、その応募要領をお配りしています。加えまして、昨年度までの受賞企業のご紹介のパンフと、長期点検制度の「設置事業者の皆様へ、安全のためのお願いです!」という1枚紙と、参考資料といたしまして「平成28年度製品安全政策に関する取組状況について」という製品安全課の報告資料をお配りしております。過不足等あれば事務局までお申し出いただきたいと思います。

以上でございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、議題の1、製品事故の発生状況等につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○安居製品安全課長　　それでは、資料1をごらんになっていただきたいと思います。

1ページ目には、皆様ご案内かと思っておりますけれども、重大製品事故の報告のフローを載せております。ご案内のとおり、重大製品事故と申しますのは、左下のオレンジ色の四角で囲っておりますけれども、死亡ですとか重症、これは治療期間が30日以上かかる、火災、一酸化炭素中毒等々を重大事故と法律では定義しているわけでございますが、こういう事故が発生すると、製造・輸入事業者は知った日から10日以内に消費者庁に連絡しなければいけないというフローになっておりまして、適宜、私どものほうで消費者庁と協力しながら公表しているという制度でございます。

この制度に基づきまして、2ページ目をみていただきますと、昨年度、28年度の実績、右端の赤い文字、802件ということでございます。

3ページをみていただきまして、その802件の内訳の推移でございます。や電気製品が非常に多い状況になっております。緑の部分でございます。

4ページをみていただきますと、燃焼器具の概況を掲載しております。24年度からみて

いただきましたも、石油ストーブ、ガスコンロがずっとトップを占めているということ
ございます。

28年度は石油ストーブということもございますけれども、重大製品事故は、製品に起因
するであろうという事故を受け付けるわけでもございまして、明らかな誤使用は受け付けて
いないわけでもございます。石油ストーブ30件でトップになっておりますけれども、この半
分は、いろいろ分析してみると、結果的に非製品起因でありました。要するに火事は起き
ただけけれども、発火源は別なところで、延焼して石油ストーブも燃えたということで、
石油ストーブが発火源だったものは、このうちの実質半分ぐらいという分析結果が出てお
ります。ガスコンロにつきましては、半分ぐらいは使用者の誤使用という状況になってお
ります。

5ページをみていただきまして、電気製品につきましては、多いものが左の円グラフに
書いておりますけれども、ここ数年みていただきましてエアコンがトップになってきて
いるということもございます。エアコンにつきましては、製品起因もあれば、非製品起因
もあればいろいろございますけれども、設置とか修理の不良が25%ぐらいを占めていると
いう状況でございます。

ここで注目すべき新しい動きと申しますのが、26年度ぐらいからみていただきますと、
黄色いマークでございますけれども、電池（バッテリー）と書いております。これが26
年から出てきて5位だったのですけれども、28年にとうとう2位まで躍り出たという状況
でございます。

ここで申し上げます電池（バッテリー）と申しますのは、モバイルバッテリーですとか、
電動自転車のバッテリーですとか、模型用のバッテリー、そういった類いのものを含むわ
けでございますけれども、これが41件で2位に上がってきた。電池につきましては製品起
因、製品が発火源というものが9割を占めるということでもございます。これは誤使用とい
うよりも発火源がバッテリーになっているのが多いということでもございます。

6ページに移っていただきまして、参考としてなのですけれども、リチウムイオンバッ
テリーを発火源とする製品事故をグラフ化してみました。

モバイルバッテリーの事故原因分析をしてみますと、58件が製品起因だということなの
ですけれども、そのうち半分の24件がいわゆる製造不良、単品不良だったり設計不良だっ
たりということで、これのほとんどは現在リコールが開始されているという状況にありま
す。残り半分が、発火源であることは間違いないのだけれども、何が悪くて発火したかは

不明だというのが半分を占めております。丸焦げになっている場合もございますので、原因不明というのが58件のうちの半分を占めているというわけでございます。

また、このグラフは、あくまでバッテリーが発火源となっているものでございます。例えば携帯電話（スマホ）ですと、意外と件数は少ないと思われるかもしれませんが、これは携帯電話のうち発火源がバッテリーであるもののみです。実はスマホ関係の事故はこの4倍、28年度は二百数十件ございます。その内、誤使用が相当程度ある。充電するときにコネクタを無理やり差して、コネクタが曲がってしまって、充電のコネクタがショートして発火するというように、リチウムイオンバッテリーそのものが発火源ではなくて、コネクタ部分から発火するというような状況もございますので、ここにはそういうのはカウントしていないということでございます。これはN I T Eプレス等で注意喚起しているところがございますけれども、スマホはそういう状況ということでございます。

長くなりましたけれども、7ページに移っていただきまして、その他の製品ということで、脚立ですとか自転車が多い。脚立につきましては、その半分が誤使用でございます。乗り方が悪かったとか、過度な力を加えたとかという誤使用が半分で、その他いろいろ外的な要因で、製品によらない部分による事故はその半分ということですので、脚立については製品起因がほとんどありません。

続きまして、8ページをみていただきまして、800件相当の原因をN I T Eで分析しているわけでございます。ほぼ全て分析終了した27年度をみていただきますと、製品起因が約3割、その他非製品起因というのは例えばネズミがコードをかじったとか、人の感受性によってアレルギーでかぶれたとか、実際、エアコンの室外機が燃えたのだが、実はたばこの不始末で外火だったとか、そういったものがその他非製品起因ということでございますが、こういった部分が24%でございます。28年度につきましては、半分、54%程度まだ調査中でございます。

事故原因の具体例ということで9ページに載せております。先ほどは28年度単年度の話をしましたけれども、ここには平成19年度から28年度までの累計での主な原因を載せております。石油ストーブにつきましては、先ほど申し上げましたように、近年、その他非製品起因、いわゆる外火ですとか、石油ストーブそのものによらない部分が6割、7割程度占めておりますので、過去、平成19年以降からの集計は3割になってはいますが、最近の傾向としては、その他非製品起因が多くなってきているという状況でございます。

続きまして、10ページをみていただきまして、これは高齢者の関連事故の状況という切

り口でまとめてみました。高齢者、65歳以上の重大製品事故、24年から28年度まで合計708件、このグラフの左に書いている棒グラフの合計が708件ということでございます。

このグラフを見て、高齢者の事故が減っているという誤解があるかと思うのですが、これはあくまで重大製品事故、製品に絡む重大事故、事業者から報告のあった数でございますので、明らかな誤使用、ご老人が正しい使い方をせずに、間違っただけの事故やけがをしてしまったものはカウントされておりません。したがって、そういう前提で注意してみなければいけないのですけれども、製品起因が疑われる重大事故はこういう傾向にあると。

ここで人的被害なし、軽傷は何で重大なのだと思いますが、火事の場合でございます。

右のグラフをみていただきますと、60代、70代、80代と高年齢になるに従って事故による死亡の割合もふえていくということでございます。

11ページでございます。こういった中身の事故が多いかといいますと、左の円グラフでございますけれども、石油ストーブ、脚立、介護ベッド、電気ストーブ、電動車椅子といった内容になっている。

それと、右のグラフは非重大事故も含めておりますけれども、福祉用具に注目してどういった事故が多いかという、電動車椅子という赤い部分が中でも多少多いのかなという感じでございます。

こういった状況を踏まえまして、11ページの四角の中でございます。高齢者の行動パターンを分析して、基礎データを整備して、新しい、より安全な製品開発につなげようというデータ整備、後ほど資料5-1で紹介させていただきますけれども、こういった取り組み、あとNITEによる注意喚起等を行っているところでございます。

12ページをごらんになっていただくと、これは子供という切り口で整理してみました。本日も出席いただいている消費者庁の皆さん方も含めて、各省庁で連携して、子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議を開催し、対策の検討、広報活動を行っているところでございます。

左のグラフをみていただきますと、10歳未満の重大製品事故による被害状況の推移ということで、このようになっております。高齢者のところでも説明しましたが、やはり明らかな誤使用は入っておりませんので、子供や老人の事故が減ってきたという認識とはまた違いまして、製品に絡む事故がこういうことということでございます。

右の円グラフでございますけれども、こういった製品で10歳未満の方の死亡、重症が起

きているかということを見ますと、ウォーターサーバー、ベビーカー、自転車、椅子ということで、その他が43で非常に多いわけですが、その他雑多、1件、2件というものがあるということになります。

続きまして、13ページをみていただきますと、リコールでございます。28年度のリコールは91件ということで、重大事故を契機としたリコールが18件、重大事故にはならなかったのだけれども、非重大事故を契機にリコールを開始しますといわれた企業が73件、合計91件になっております。

28年度、新たに重大事故を契機にリコールを開始したものを四角の枠囲いの中に載せておりますけれども、バッテリー関係が3件、アシスト自転車用バッテリー、右に行って内蔵充電器、いわゆるモバイルバッテリーがあります。それと、ウォーターサーバーが左側と右側に1件ずつあるということで、最近の傾向をあらわしているわけになります。

14ページに行ってくださいまして、リコールを既に打っているのだけれども、そのリコールを知らずに又は、知っていても使っていたのかもわかりませんが、回収されずに引き続き使っていて重大事故になったものが27年度は100件、28年度は89件あったということになります。

27年度で申し上げますと、先ほど8ページで重大事故のうち製品起因であったものが254件ございましたので、製品起因の重大事故254件に対して100件がリコール未対策品の事故ということになりますので、約4割がリコール未対策品による事故という整理になります。

15ページ、左上の表をみていただくと、28年度、リコール未対策品の品目別にはどういったものが多かったか。89件のうち電気ストーブが12件、石油風呂釜、エアコンということになっております。

左側の下でございますけれども、では具体的にどういう品目、企業別にみるとどうなのかというと、28年度、リチウム電池内蔵充電器、A社製モバイルバッテリーが8件あった。回収率は56%。石油風呂釜という順番でリコール未対策品、既にリコールを打っているのだけれども、その製品が28年度に事故を起こしてしまったというものでございます。

回収率をみていただきまして、電子レンジ3件で6.4%と随分低いという印象をもたれると思うのですが、F社製の電子レンジは、製造していたのが1997年から2000年、リコールを開始したのが2007年ということで、製造を終了してから約10年たったものでございます。製造からいうと、現在まで20年近くたっているということで、分母は当時の

出荷台数になっていますので、どうしても古いものは回収率が低くなってしまいうこととでございます。

右側のオレンジ色の表は、平成 19 年以降、重大事故の発生が多いリコール未対策品ということで載せております。ここに書いている全ての企業も大体 1990 何年とか、古いところは製造していたのが 1983～85 年というのもございますので、やはり古いものが並んでおります。ただ、古くても、一番右に書いていますように、28 年度、実際に事故が起きているということは使われていたということでございますので、この辺の周知の仕方もまた工夫していかなければいけないかなと考えております。

16 ページをみていただきますと、広報関係になります。N I T E プレスということで、毎月こういった形で N I T E で注意喚起しております。

17 ページは、小学校高学年を対象に出前授業等を行っているわけでございます。

18 ページをみていただきますと、技術基準をつくって企業の方にこれを守ってください、違反してはいけませんという規制に加えて、やはり前向きなすばらしい取り組みをしている企業には表彰して、他の企業の模範となっただこうということで、こういった表彰制度をやっております。冒頭ご紹介させていただいたパンフにもありますように、現在、7 月 18 日までということでネットで募集、受け付けをしておりますので、ご紹介いただきたいと思います。過去の受賞企業もパンフレットでお手元にお配りさせていただいております。

19 ページは、タイとの技術協力でございます。タイも製品安全政策に対していろいろ取り組みたいということでございますので、経産省と N I T E で協力してタイへの技術協力、今後、専門家派遣を考えていたり、セミナーを開いたりということで予定しております。

最後、20 ページでございますが、今後の取り組みといたしまして、上のほう、現状は事業者の皆さん方から製安 4 法に基づいて技術基準を守っていただいて、消安法に基づいて、事故があった場合には消費者庁に連絡をいただくというスキームになっているのですけれども、これは明らかな誤使用とかヒヤリハット情報は基本的に受け付けないことになっておりますので、N I T E にも分析要請が来ないということでございます。そうすると、先ほどの 10 ページ、12 ページの高齢者の事故、子供の事故などで申し上げましたように、事故が減っているのかなという間違った認識も出かねませんので、今後、下の囲っている部分でございますけれども、製造・輸入事業者に加えて、関係団体、消防機関、自治体等から積極的にいろいろ情報提供をお願いして、明らかな誤使用とかヒヤリハット情報も広

く情報収集して分析し、こういった注意が必要ですよというように、消費者へのより実のある注意喚起、事業者への改良のヒント提案に今後活用していきたいと考えているわけでございます。

以上でございます。

○三上委員長 安居課長、ありがとうございました。

引き続きまして、N I T E様より補足説明があればお願いいたします。

○大福委員 ありがとうございます。N I T Eの大福でございます。

ただいまご紹介いただきましたご説明資料に若干補足をさせていただきます。

まず、16 ページでございます。N I T Eプレスの内容をご紹介いただいております。N I T Eでは毎月第4木曜日の午前中に、東京の事務所におきまして、テレビ、新聞等の報道関係者を招きまして、プレス向けの説明会を開催しております。毎回テレビ局、新聞社等、8から9社程度来ていただいているところでございます。

説明会の内容につきましては、その日の昼以降のニュース、報道番組等でご紹介をいただいております。平成28年度はテレビ報道で170件、新聞報道で154件ございました。また、そのほかネットニュースなどでも取り上げていただいております。

N I T Eの地方支所等におきましても、都道府県別のメディア向けに加工した各地域の事故データもあわせて提供させていただいております。

説明会のテーマは、時節に応じたものを選定しておりまして、夏場のエアコン、扇風機などの経年劣化を含む事故、夏のレジャーにおける事故、冬場のストーブの誤使用、不注意事故などを取り上げて注意喚起を行っております。

また、昨年秋に発生いたしましたアート展における照明器具による火災事故など、社会的に関心が高い事案に対する注意喚起も行っております。

これらの注意喚起に際しては、事故の再現映像なども提供しており、今後も私どもN I T Eは引き続き国民の皆さんへのわかりやすい情報提供を継続することとしております。報道関係者の皆様を初め、各位のご協力を改めてお願いするところでございます。

次に、最後の20ページのN I T Eによる情報収集と注意喚起の強化でございます。ご承知のとおり、N I T Eは大臣からの指示に基づく重大製品事故の事故原因究明に加え、商流通保安審議官名による各事業者等への要請文書に基づいて、N I T Eに提供された非重大製品事故についても、原因究明調査を行っておりますけれども、近年、N I T Eに提供いただく非重大製品事故情報、特に事業者様からの情報が大きく減少しております。

重大製品事故の報告も若干減少傾向にあるため、製品事故全体が減少している可能性は考えられますけれども、日々、新たな商品が上市されておりまして、一概に事故が減少しているとはいえないと考えております。特に誤使用、不注意による事故などは、製品起因ではないということで提供されなくなっているのではないかと考えております。

しかしながら、事故の未然防止のための消費者への注意喚起では、誤使用、不注意による事故情報は大変有用でございまして、製品改良につながるような情報のフィードバックなど、事業者にとっても有益であると思っただけのような何らかのインセンティブが働く仕組みを考えまして、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。事業者からのご意見も伺いつつ、進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願いするところでございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○三上委員長　大福委員、ありがとうございました。

それでは、以上、大変いろいろな情報のご提示がありましたので、ご質問、ご意見等ございましたら、お手数ですが、名札を上げていただければと思います。どなたからでも結構でございますので、どうぞご自由にご意見をください。どうぞ。

○小田オブザーバー　オブザーバーの立場なので、質問させていただいていいかどうかよくわからないのですが、2つほど教えていただければと思います。

1点目、事故のデータがたくさん出てきましたが、製造国別の事故発生割合みたいなものがわかるデータがもしあれば教えてほしいと思います。

もう1つは、電動車椅子の事故が高齢者で割と多いわけですが、これからさらに高齢者がふえることを考えると、多分、件数はさらにふえるのだらうと思いますが、重大事故の発生する要因として、例えばインフラ側、道路の構造がこうであったならば起こらなかったのというような事故が含まれているのかいないのか、それももしわかれば教えていただければと思います。

○三上委員長　これは事務局からでよろしいですか。今の資料ですと、19ページに製造国別のデータがありますけれども……。

○安居製品安全課長　ありがとうございます。今、委員長からお話があったように、19ページをみていただきますと、生産国別の数字がありまして、世界の工場である中国が当然ながら多くなるということになっています。続いて多いのが、韓国、タイ、台湾となっているということになります。

それと、電動車椅子の重大事故の場合の原因分析のときに、道路の構造によるのではないかというのは当然ながら製品起因扱いにはならないと思うのですが、消費者庁で重大事故報告を受けるときに、明らかに道路側の問題である場合は受け付けませんが、道路が原因なのか、車椅子が悪かったのかわからないというものは、とりあえず重大事故として受け付けますので、このカウントの中には入ってきます。N I T Eさんのほうで分析した後、これは道路が明らかに変だということになれば非製品起因になりますけれども、それがどれくらいあるかというのは、N I T Eでは今お答え、手元にないですね。

○大福委員 では、少し。十分ではありませんけれども、回答いたします。最初に、輸入製品の割合ですけれども、数年前、ほぼ3年ほど前で、製品事故の情報の製造国の3分の1は輸入品でございます。その約3分の1が中国製品という概算でございます。ここ数年、事故を起こしている製品のうち、モバイルバッテリーが大変多うございまして、中国製品の割合がふえている可能性はございます。

それと、電動車椅子でございますけれども、電動車椅子で製品に起因しない事故は結構たくさんありまして、乗車中に転倒したとか、転落したとかというような事故がほぼ半分を占めております。それは電動車椅子の問題ではないという判断をされておりますので、そのほかの要因、例えば道路側であるとか、坂道を走っていてとまらなくなった、あるいは傾斜角度がきつくて転倒したというものが考えられます。

したがって、社会インフラでどのように対応するかというのは別の問題ではありますが、一部、そういうことも考える必要はあるかもしれません。

以上でございます。

○三上委員長 ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見。郷原委員、どうぞ。

○郷原委員 リコール回収率と重大製品事故の発生という点に関してなのですが、リコール未対策品が、かなり古いものであっても事故を起こしているという事実もある一方で、ではリコールは一旦やったら未来永劫やり続けるのかという点も1つ問題だと思うのです。何十年、何百年やるのかと。やはりそこには同じリコールの対象品でも、危険の内容が違うものがあると思うのです。万が一にもそういう製品が残っていたら、それが使われたら直ちに重大な危険が生じるものと、例えばパロマの湯沸かし器のように、不正改造というプロセスがないと事故が生じないもの、そういう危険の内容に応じて未対策品による事故の発生状況を確認した上で、一定期間経過したものはリコールの対象から除外するというのも考えていかないと、リコールの終期がないと收拾がつかないことになってしまうの

ではないか。そのあたり、どのようにお考えになっているのかお伺いしたいのです。

○三上委員長　　ありがとうございます。課長からよろしいですか。

○安居製品安全課長　　大変重要なご指摘をいただいたと認識しております。現在、本日説明させていただいたようなリコール品につきましては、ほとんどが自主リコールでございます。我々として各企業にお願いしているのは、自主リコールを行うときには連絡してくださいと。当然、企業の皆さん方も発表するので、経産省としても発表しますと。加えて、任意でございますけれども、回収状況を定期的に報告するようお願いしております。多くの皆さん方にご協力いただいています。10年近くご協力いただいている企業ももちろんいるということでございます。これが実態でございます。

この点につきまして、ご指摘いただきましたけれども、やはり当該製品の回収状況と、20年も30年もたっているのかという経過年数、最近の事故の発生状況に加えまして、今、委員からご指摘いただいたように、事故の深刻度合いも踏まえまして、報告のあり方を考えていきたいと思えます。

加えて、企業の方が自主的に回収を継続しているという整理なのですが、世の中の相場観として、どの程度までやればいいのかということは経産省としても考えていきたいと考えております。

郷原委員は既にご承知かもしれませんが、参考までに申し上げますと、PL法によれば製造してから10年は、責任が問われる期間であるとの相場観があるようでございますので、その辺を踏まえて、我々として報告していただく期間及び回収継続期間について検討していきたいと考えております。

○郷原委員　　大部分は自主的なリコールだと思うのですが、例えばパロマの場合は、たしか危害防止命令に基づいて、行政として命じられているのではないかと認識しているのですが、そういうものの中にはありますよね。

○安居製品安全課長　　パロマを含め、これまで大臣命令したものは3件ございます。それは毎月報告いただいております。

○郷原委員　　そういうものはむしろ、その行政命令が一体いつまで継続するのかということが問題なのではないかと思うのです。危険ということがあるから、その命令が有効なのだと思うのです。

先ほどおっしゃったように、重大さの程度もさることながら、危険の内容が問題だと思うのです。その時点においては、不正改造も含めて危険があったのだけれども、どこかに

ほったらかしになっているものが仮にあったとしても、それがつけられても不正改造ということがおよそ考えられないということになると、恐らく10年ぐらい事故は起きていないと思うのですが、今後も恐らく事故の確率はゼロだと思うのです。行政で命じているものをいつまで継続するのかということとはちょっと真剣に考えるべきではないかという気がするのです。

○安居製品安全課長　ご指摘を踏まえて検討していきたいと思います。

○三上委員長　郷原委員、ありがとうございました。

これは小委員長としての発言というよりは、私、一研究者として、製品の残存率を何らかの形で合理的に推計する方法はないのだろうかということで研究をしております。今度、家電製品協会さんのほうともいろいろ共同で研究しようかなと思っておりますけれども、回収率の計算に当たって、出荷時点の台数が分母というのは、事業者の判断の材料として不十分なところもあろうかなということは思っております。

ほか、ご意見、ご質問いかがでしょうか。水流委員、どうぞ。

○水流委員　高齢者の方の死亡の割合だけを見ていくと、80代の方は10代から50代に比べると20倍、死亡したパーセントは1%から80代の場合20%ということで、相対危険度の視点でみていくと、明らかに80代以上になってくると非常に危険であるといえます。製品安全の観点では高齢者向けのデザインというものを考えておいたほうがいいのかと感じます。これらのデータからは、同じ刺激が与えられたときに、その刺激で死ぬ確率が80代以上になってくるとかなり高まるということは明らかなので、キッズデザインと同様にそういった高齢者デザインを表彰するというような企画も必要ではないかと思っております。

例えば、電動車椅子以外にかなり多くの一般車椅子が使われています。当該製品の場合、死亡という大きなもの以外に、QOL（クオリティー・オブ・ライフ）の低下が非常に重要になってきます。一般車いすの足のせの裏側のバリ等による擦過傷による感染や、皮膚剥離等、いろいろなことをリストしておくことが必要ではないでしょうか。

QOLにかかわるようなヒヤリハットを特に高齢者が使った場合に報告するということがあれば、かなり高齢者向けの製品安全のための情報が集まってくるような気はします。介護施設やデイサービス提供施設に呼びかけて報告していただくというのも1つの手かなとは思いました。

○三上委員長　ありがとうございます。課長、よろしいでしょうか。

○安居製品安全課長　　ご指摘どうもありがとうございます。確かに子供のほうにはキッズデザイン賞がありますので、高齢者についても今後考えていきたいと思えます。高齢者の対策につきましては、後ほど資料5で高齢者向けの製品開発を促すような取り組みをやっておりますので、またご紹介させていただきます。

それと、ヒヤリハットのデータについて、ご指摘いただきましたように、本日お配りしました資料1の一番最後のページ、まさにヒヤリハット情報を集めることがご老人のより安全な製品開発につながっていくのかなと思えます。今、世の中では明らかな誤使用、老人の誤使用だと整理されているものを集めて分析し、メーカーや企業、事業者を紹介していくことで、高齢者向けのより安全な製品開発を促していきたいと考えております。ご指摘どうもありがとうございました。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、本日、まだ議事もたくさん残っておりますので、次の議題に進ませてくださいと思います。事務局におかれましては、本日のご意見を踏まえて対策に反映していただければと思います。

それでは、次の議題2、製品安全関係法の執行状況及び議題3、インターネット取引における製品安全の確保についての2件につきまして、事務局よりご説明いただければと思います。

○安居製品安全課長　　資料2でございます。

2ページ、事業者の届け出、変更がございますけれども、事業者届け出変更が4,500件ということで非常に多かったということでございます。

3ページ、承認案件でいいますと、例外承認が多い。日本国内で使わない製品、ツーリストモデルというものに対しては、こういった製安4法の技術基準を満たさなくても良いという承認でございます。こういったものが非常にふえているということでございます。

4ページをみていただきまして、家電製品、ガス製品、一般消費者製品の技術基準に対して、違反件数が何件あったかを載せております。28年度は352件です。

4ページの中央の表でございますけれども、情報の入手先は試買テストが一番多い。

主な違反品、電安法ではいわゆるACアダプター、直流電源装置、リチウムイオン蓄電池、LED電灯器具というものが違反品で多かった。消安法はレーザーポインター等のレーザー応用装置、乗車用ヘルメット、その他、ガスこんろ、カートリッジガスこんろ等がございます。

その違反の中身は5ページに載せておりますけれども、電安法をみていただきますと、技術基準違反、あとPSマークが張られていなかったものが多いということでございます。

6ページをみていただきますと、販売事業者につきましては、自治体にご協力をいただいております。27年度は合計で8件ということでございました。

最後、7ページをごらんになっていただきますと、届け出件数は非常に多いわけでございますけれども、電子化に向けての取り組みを進めているという紹介であります。

続きまして、資料3でございます。違反件数が28年度は352件あったということでございますけれども、インターネットを通じた違反品の販売が最近の傾向としてふえているということでございます。

グラフをみていただきますと、28年度は142件ということで、青い電安法関係の製品が非常に多い。紫の部分でございますけれども、消安法も多いということでございます。352件の内訳、28年度をみていただきますと、実際、ネットで売ったものが142件、ネットで売らずに店舗、量販店等で売られているものの違反品が210件ということでございます。

1ページの下の方でございますけれども、ネットのといったモールを介して売っているものが142件のうち120件、自社のホームページでネット販売した違反品が22件ということになっております。

2ページをめくっていただきまして、ネット販売による主な違反品、ACアダプター、レーザーポインター、カートリッジガスこんろといったものでございます。違反品の入手元も試買テストであったり、消費者、同業他社からの情報提供がございます。

3ページをみていただきますと、電子商取引の拡大に伴いまして、モールを介した違反品の販売もそれに比例して増加しているということでございますので、我々はモール事業者と意見交換、さらには情報提供を行いながら協力関係を強化していきたいと考えております。

モール事業者も、3ページの図でいうと、販売事業者と出店契約するときには法令違反品は売ってはなりませんという誓約書をもちろん交わしているわけでございますし、さらにキーワード検索して、例えば違法品が売られていないかというようなパトロールを行っているわけでございます。それでもなかなか100%というわけではございませんので、モール事業者との協力関係を強化していきたいと考えております。

4ページ目は、具体的に今とっている行動でございますけれども、一番右側、モール運営事業者の違反対応への協力事例でございます。5ページ目は、ネットを介して販売さ

れる方が海外事業者の場合、海外事業者は、日本国内に支店とか輸入代理店を置いていないケースでございます。製安4法は製造事業者、輸入事業者及び販売事業者に対して規制しているわけでございますけれども、海外に販売拠点を置いて、ネットを通じて日本へ売るといった場合にどう対応するかというのが1つの課題となっております。

まずは、海外事業者に対する法令情報の提供、注意喚起、場合によっては明らかに違反品だと思われる場合には、こういったウェブサイト为消费者の皆さんに公表して注意喚起を行う等の対応を今後検討していくことを考えております。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。

それでは、今の2件につきまして、質問なりご意見なりいただければと思います。よろしいでしょうか。――そうしましたら、少し時間が押しておりますので、次の議題に進んで、今の議題2、3につきまして、もしご質問等ありましたら、また後ほどご提起いただければと思います。

それでは、次の議題4、長期使用製品安全点検制度の登録率向上に向けた取り組みということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○安居製品安全課長　資料4でございます。

まず、1ページ、これは制度の概要でございます。2ページ、実際に登録票の例でございます。こういったはがきに名前、住所、シリアル番号を書いて登録いただくしくみです。これはネットによって登録するということも可能でございます。

3ページは、現在の登録状況でございます。全体を平均すると約4割という登録率にとどまっております。

4ページ以降は、この制度の周知に対して、この1年取り組んだ内容を示しております。

5ページ目をみていただくと、FMラジオでの放映、さらには音声CD、これは視覚障害のある方の施設などに向けてつくったCD、NITEプレスでも本制度の周知を図ったところでございます。

6ページは、経産省と関係業界団体との協力関係でございます。お手元にお配りしている資料で、設置事業者の皆様へという1枚紙がございます。この制度の対象となっている製品は、工事業者の方が段ボールをあけたときに、その中に登録票が入っているということでございますので、設置工事をされる方がお客さんにしっかり登録を促していただくことが重要です。その工事業者の方に余り細かい法律の説明をしていただくのも難しいので、

このように発言要領的に紙をつくりまして、工事関係の業界の皆さん方に配付させていただいたところでございます。一部の業者の方からは、説明する内容がわかりやすく書いていて非常によかったというお声もいただいているところでございます。

6 ページの下の部分でございますけれども、登録率を上げるために、例えば製品にユーザー向けメッセージ、「この製品は法律で登録が求められています」というようなシールを目立つところに張っていただくとか、QRコードでユーザーが容易に登録できるようなこと、今手元にお配りした設置事業者の皆様へというようなチラシを実際製品の箱の中にも入れてはどうか、ユーザーに対して、登録することによるメリット、例えば登録していただくと延長保証ができますといったようなことを考えたらどうかということを昨年末に、比較的登録率の低い企業にご提案申し上げたところでございます。例えば、④の登録してもらおうと延長保証ができますといった取り組みをされている企業も既にごございます。

7 ページは、後ほど各業界から説明があるかと思えますけれども、JEMAさんや石油機器工業会さんも取り組んでいただいております。

8 ページは、先ほど経産省から提案したことを実際取り組んでいただいている企業でございます。左の写真をみていただいておりますように、製品の目立つところに、「登録はがきで今すぐ登録をお願いします」、「この商品は法律により登録が求められています」というシールを貼っています。「登録をお願いします」だけですと、やはり一般消費者の方は「何かまたしつこい営業メールか営業の電話が来るのではないか」と思って抵抗感があるのですけれども、これは法律で求められている旨説明することで、少しはご理解いただけるのではないかと考えております。

これは28年、昨年9月に張り始めたのですけれども、通常の製品よりも7%程度、登録率が上がったということでございます。28年9月でございますので、流通を経て最終的に設置されるまでは1年ぐらにかかるわけでございますので、これから張ったものに対してシリアル番号を確認していますので、さらにどれくらい上がるかというところを注目しております。

以上でございます。

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、参考として日本電機工業会と日本ガス石油機器工業会様から、長期使用製品点検制度に関する取り組みについてご紹介いただいておりますので、補足等ございましたらご説明いただければと思います。いかがでしょうか。では、まず電機工業会様、お願い

します。

○田中オブザーバー 日本電機工業会から説明させていただきます。

7ページ目の上のほうに書かせていただいております。昨年、この場でも経済産業省さんのほうで調査、アンケートをいただいた内容、それから、私どものほうでもアンケートをした内容から、登録をしない理由の中で、登録が必要だということを知らなかったというのが割と多くて、なおかつ個人情報等々でしないという方々よりも、やることの必然性を説明してもらえればやりますというのが多かったということもありまして、その辺の啓発活動に努めております。特に電気製品のほうは、流通間に私どものコントロールしづらいところがあるところがございますので、チラシとかウェブサイトでの取り組みに重点を置いてやっております。

上のほうが制度の説明です。このチラシを業界統一でつくらせていただきまして、内覧会とか商談会とか研修会のときに、設置業者さん等々を含めてご説明をするとともに、製品のほうに同梱しております。

一方で、点検時期のお知らせ機能をつけておりますので、それを活用して登録を上げるためのページをJEMAのウェブサイト追加させていただきます。

あわせて、先ほど説明いただきました機器への貼り付けも含めまして、要は法的にやるべきだということを理解していただくということで、所有者票あるいは封入袋などは目立つように黄色にしておりますが、それに経済産業省さんのロゴをつけさせていただいたりということを含めて、ある程度、責務だということを認識していただきながら進めるということを考えております。今後、所有者票とかを更新する際に、そういうのを順次追加していこうということで、登録率を上げる取り組みをしております。

以上でございます。

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、日本ガス石油機器工業会さんもお願ひできますでしょうか。

○佐々木委員 日本ガス石油機器工業会の佐々木でございます。

7ページの下に書いておるとおり、さまざまな機会、セミナー、講習会、展示会を通じて登録率向上に努めております。約8年たちましたけれども、残念ながらまだ50%に満たないというのが現状でございます。

特にこの1年間は、一番下に書いてあるガスの3団体、都市ガスさん、LPガスさん、コミュニティガスさん、製品安全課さんの協力もいただきながら、既に取り付けされた商

品の登録をしようということで、ガス事業者がやっている保安点検、設備点検の際に、チラシを配布してやっていただくということで取り組んできました。

L Pガスのほうは全都道府県、北海道から沖縄まで私どもが全部回りまして、説明と依頼とチラシもお願いしてきました。都市ガスのほうは、残念ながらハードルがかなり高く、本当に一部しかできなかったということで、そうしたのですけれども、登録率の向上には大きくつながらなかったというのが現状でございます。

既に石油のFFストーブも点検が始まっていますし、間もなく一番大きな石油の給湯器とガスの室内の機器の点検が始まる時期になります。登録率の向上を図るとともに、今度は点検の案内と有料点検をしてもらうということになります。どれだけの方がお金を出してやっていただけるかということになります。

それと、最後に参考には書いていますが、点検お知らせ機能を商品につけております。10年前後で商品が点滅するというのもかなり浸透してきましたので、お客様は知らないで、勝手に点滅すると、またお叱りを受けるので、その辺の周知も今後進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、本議題に関しまして、ご質問、ご意見などを頂戴したいと思います。倉貫委員、どうぞ。

○倉貫委員　　ちょっと教えていただきたいのです。この登録なのですけれども、今、電力・ガスでスマートメーターをつけようという取り組みが進んでいると思うのです。将来的な話だと思うのですが、これと連動させて、自動的に登録できるような仕組みができないのかなとか思ったりするのですが、そこら辺、もしご存じでしたら教えていただきたいのです。

○三上委員長　　いかがでしょう。はい。

○安居製品安全課長　　ありがとうございます。I o T関係の話は、また資料5のほうで説明させていただきますけれども、登録ですとかリコール時の通知を初め、そういったスマートメーターとかI o Tによる通信機能のついた製品については、そういったやり方も大いにあり得るのかなと考えております。将来の話になりますけれども、製品安全の観点からのI o Tの活用ということも進めてまいりたいと考えております。

○三上委員長　　恐らく次の議題が、今、倉貫委員からご指摘のあったことと大変関連す

る議題だろうと思います。

ほかにご質問、ご意見はよろしいでしょうか。――それでは、今のご意見を含めて、長期使用製品の登録率向上に向けて一層関係業界のご努力、役所のほうの制度の周知徹底をお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。議題5、I o T等を活用した製品安全につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○大西製品安全課課長補佐　　まず、資料5―1をみていただければと思います。

こちらは高齢者の製品安全の向上に関する事業で、資料の説明に入ります。昨年度、平成28年度の委託調査事業として、産総研に委託する形で実施しました事業のご紹介をさせていただきますのでございます。

事業の内容は、2つの柱になっております。1つ目の丸でございますけれども、2つの介護施設のご協力を得まして、4つの施設にカメラ等を設置させていただきまして、協力をいただいた高齢者の方々が、こういった生活、そしてこういった製品を使用されているかといった行動データを収集、分析させていただいたというのが1つの柱でございます。

もう1つは、協力いただいた介護施設のほうで保有されておられます入居者の方々の事故データをご提供いただき、そちらをデータとして解析し高齢者の方々の事故の特性について明らかにすることで、高齢者事故の「みえる化」の事業をさせていただきました。まだ平成28年度の段階では、データの取得数が少ないということもございまして、1つの方向性ですとか可能性を示したというところでとどまっていますが、今年度以降、大々的にデータを収集・分析し、企業の方々にも提供させていただき、安全性を高めた製品の開発、そしてサービスの開発をサポートさせていただきますような基盤データをつくっていきたいと考えている事業でございます。

2ページ目でございます。こちらから、昨年度実施しました事業のデータを収集した結果の一部について報告させていただいているところでございます。

介護施設Aということで、協力をいただいた施設で起こった高齢者の事故の報告書の内容を分析させていただいた結果をグラフにさせていただいたものでございます。立体的な棒グラフにさせていただいておりますが、縦軸が高齢者の方が使用されています機器でございまして。一部、車椅子からベッドというような形で矢印になっているかと思っておりますけれども、こちらは機器を移動されたということを示しているということでございます。横軸は高齢者の方がとられた行動ということでございます。グラフをみていただきますと、赤

の矢印で書いている部分があるかと思うのですが、1つの特徴といたしまして、ベッドから車椅子に移乗する際に事故が多いということが特徴として出ているかと思えます。

3ページでございます。こちらは別の施設での事故の報告をもとに、同様の分析の結果でございます。サンプル数が481ケースでございます。こちら縦軸が機器、横軸が高齢者の方がとられた行動で分析をさせていただいているところでございます。こちら特徴として1つピックアップさせていただいておりますのは、例えば車椅子、椅子といったような機器に対して座ろうとした場合、また、車椅子に移乗中というようなところで、何らかの乗り移りですとか、動きがあるときに転落ですとか事故が起こっている状況がみられましたというようなことが明らかになったところでございます。

2ページ目、3ページ目のデータは1つのサンプルの結果でございますので、なかなか十分な分析というところはないのですが、このグラフを両方みていただければと思うのですが、一番大きな数字は、やはり不明というところが全体として大きくなっているというところもございます。こちらは、介護の施設の中で、介護者の方が駆けつけられた際に、既に事故に至っているというケースになっていることがあるかと思えます。

また、高齢者の方の特性といいますか、認知の問題もございまして、正確に事故の状況を把握しづらいという状況もあり、高齢者の事故をなくすために、本当に事故に至った過程を正確に把握するというのが課題になっているということが、改めて報告書の分析からもわかったのかなと思っております。

4ページでございます。そういった課題に対応するということの1つの方向性にもなるかと思えますけれども、今回、介護施設の協力、そして入居されている方のご協力も得まして、施設のほうにビデオカメラを設置させていただき、高齢者の方の行動を収集、分析するといったことをさせていただきました。

5ページでございます。調査期間中に収集できた動画のサンプルでございます。こちらのほうは、当然のことながら被験者の方々の同意、被験者のみならず、ご家族の方の同意もいただいているところでございます。さらに、今後公開を予定しているところでございますけれども、公開に際しましては、お顔等を消させていただくという処理を施させていただきまして、個人が特定できないような形での提供を予定させていただいているところでございます。

5ページの左下でございます。こちらが提供させていただくデータのイメージということで示させていただいております。それぞれ縦軸が被験者の方々の認知機能の程度でござ

います。数字が大きいほど認知の障害が低い方々ということになります。横軸が身体機能でございませう。こちらも数値が高いほど身体に異常が少ない方々でございませう。こういった認知の状況、身体の状況を縦軸、横軸で特徴として整理させていただいたとともに、それぞれの点が各被験者ということになっております。

例えば、MA330というところの点をクリックしていただくと、被験者の方の車椅子からベッドへの移乗の動画ですとか、それぞれの方々の行動されている行動データが各場面に応じて出てくるといったようなデータライブラリーを構築することを今整理、検討しているという状況でございませう。

6 ページでございませう。先ほどは被験者の方と動画のライブラリーのイメージを示させていただきましたが、全体のライブラリーのイメージということで、今、検討しているところの全体像を示させていただいております。最終的には被験者の方々の年齢ですとか身体特性の検索項目と、それに関連するような事故データですとかも総合的に検索できるようなサイトを基盤データとして提供できるように、今、産総研と検討しているところでございませう。

7 ページでございませう。高齢者のデータライブラリーという形でございませうけれども、事業の今後の展開というようなところで示させていただいております。こちらは経済産業省の全省的な取り組みとして、今、大きな動きとしてなりつつありますけれども、「人生100年の時代」という超高齢化社会を今後迎えようとしているわけですが、そうした時代に応じた「ビンテージ市場」に向けて、高齢化市場に対応した形の新しい製品ですとか、サービスを恒常的に生み出していくようなイノベーションの基盤づくりが必要ではないかという状況でございませう。

その中で、我々のこの高齢者のデータライブラリーが、基盤データとして提供するというところで、1つの事業の軸になっているところでございませう。我々といたしましては、昨年度は高齢者の施設ということで、介護施設のご協力を得てというような形で事業展開させていただいたところでございませうが、今年度以降は、継続というところで、さらに在宅の方々にも広く被験者の方々のモニターを募集させていただきまして、もう少し広く、実際の普通の生活を営んでおられる高齢者の方々のデータを、より多く製品を使っておられる普通の生活の中で集めていければと思っているところでございませう。

最後、8 ページでございませう。先ほども申し上げましたけれども、超高齢化社会に対応したサービス、製品、先は社会システムを恒常的に生み出していくために、広く有識者の

方々、行政、学識者の方々、産業界の方々、自治体の方々、そしてコミュニティーを形成しておられる個人の方々といたさまざまな関係者の方々の知恵を結集して、結集された知恵によって生み出された製品サービスを実際の社会に実装して試していくといった双方向のやりとりの中で新しいものを生み出していくようなオープンイノベーションの仕組みを構築していくことを目指していきたいと思っております。こういった高齢化社会に対応した市場創出のためのコンソーシアムの形成を今後、今年度の政策課題として取り組んでいくことを考えているということのご紹介で、資料5—1の説明は終えさせていただきますと思います。

続きまして、資料5—2に移らせていただきます。こちらの一部、先ほどの資料4のご質問であったことにも関連してくるかと思っておりますけれども、IoT技術を通じた製品安全の高度化というところでございます。

1 ページは、資料1と重複の資料でございますので、省かせていただきますが、リコールの開始件数ということでございます。

2 ページ目でございます。こちらはリコールの課題でございますけれども、先ほどとの重複になりますが、リコール未対策品に起因する重大製品事故の発生が全体の1割を占めているところでございます。そういったことで、リコール未対策品の対策が重大製品事故を減らすという点においても非常に重要な政策になってくると我々は認識しているところでございます。

3 ページでございます。リコール回収に向けたこれまでの取り組みということで書かせていただいておりますが、各事業者の方々は消費者の方々の所有情報を取得するためにいろいろなご苦労をされているところかと思っております。現状、ユーザー登録というような形でさまざまなご努力をされているところでありますけれども、はがきですとかホームページを通じたものが中心になっておりまして、全体としては低位にとどまってしまっているのかなという状況かと思っております。

実際のところは、メーカーの方々がユーザーの情報を知るということはなかなか難しいということでございまして、最終的にリコールを行う際には販売店の方々のご協力を得ながら実施されているのが現状であると認識しているところでございます。

4 ページでございます。ユーザー情報把握ですとか、リコール回収に向けた取り組みの事例紹介でございます。絵で示させていただいておりますけれども、左側はTOTOさんの例でございまして、製品にQRコードをつけておられまして、それをスマートフォンで読

み込む形で簡単にユーザー登録できるものをサービスとして提供されているケースもございます。

さらに、右側、リコール回収の事例でございます、パナソニックさんの事例でございますが、ノートパソコンのバッテリーのリコールに対しまして、パソコンの起動時にリコールの告知情報が出るという対応をされまして、高い回収率を上げられたという事例の紹介でございます。

5 ページでございます。このように I o T の技術の進展に伴いまして、例えば皆さんおもちのスマートフォンなどの端末で QR コードなどを読み取る、もしくはアプリなどをダウンロードされることによりまして、端末 ID の認証ですとか、または利用者登録を簡易に行うことで、メーカー側としても利用者の登録を容易にしていだけるような状況が確保できるような状況になってきています。こうした状況を踏まえ、所有者登録等が進むことによって回収率が向上するという事も期待できるような技術的な状況は出てきていると認識しております。

6 ページでございます。そういった技術的な状況も背景にしまして、1 つの企業の方が今内部で検討されている事例ではございますけれども、こういったスマートフォンのアプリケーションをいろいろ検討されて、プッシュ通信というような形でダイレクトに消費者の方にリコール等の情報を発信することができるようなサービスについても検討されているような企業も出てきているという状況でございます。

7 ページでございます。リコール対応の将来像ということでございます。先ほど倉貫委員からのご質問にありましたようなこととも直接関連してくるかと思えます。現状、パソコンですとか遠隔操作が可能なエアコンのみならず、将来的には家の中にありますさまざまな家電ですとかガス機器も含めて通信機器を組み込みまして、または何らかのインターフェースを介在するような形で、ネットワークにつながるというのが前提になってくるような社会が今後出現してくるということも見込まれております。

さらに、そういったつながる中で得られたデータを活用して、いろいろな事業者サービスが創出され、提供されるということも見込まれているところでございます。そういったサービスの提供の中に、企業サイドとしましては、リコールを確実に周知するという機能を盛り込むことができるようになってくるということも大きく期待されているところであるということをお示しさせていただいているところでございます。

最後、8 ページでございます。予算としては平成28年度の補正予算になりますが、スマ

ートホームの実証事業を今年度実施させていただくということのご紹介でございます。本実証事業は、61世帯のモニターの方にご協力をいただきまして、さまざまな形の通信端末、インターフェースを活用する形で、機器が相互間につながる中での生活の向上でありますとか、サービスを提供する中で、スマートホームのありようについての課題の抽出を行う実証事業を今行っているところでございます。

その1つのサービスの提供例なのですが、消費者の方々に製品のライフサイクルにかかわるサービスということで、例として四角囲みの中の2つ目の丸の括弧の中に示させていただいていますが、例えば電力使用量がみえるような、いわゆるHEMS的なサービスに加えまして、故障時の簡易な修理手配ですとか、あと購入時の保証書の電子管理、そして我々の関係ではございますが、リコールの際のリコール情報のダイレクト発信を提供させていただくということをして1つの実証事業の中で行うことを検討しているところでございます。

あわせて、実証の中だけでは十分に把握できない部分もございまして、モニターの方々に対する、こういったつながる製品の中で、こういった課題があるのかということの意識調査を行わせていただく中で明らかにしていきたいということを考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

資料5-1については、先ほど水流委員からご指摘のあった高齢者向け製品の安全な設計にかかわる基礎的な情報ライブラリーができるということで、ぜひ楽しみにしたいと思います。

2件につきまして、ご質問、ご意見を頂戴したいと思います。お願いします。

○遊間委員　　資料5-1の事故情報のビッグデータ分析の件につきまして、大変興味深い結果が出て、これから非常に役立つものになるのではないかと考えているところでございますが、一方で、もともと介護事業者さんですとか消防等にあったデータを使うということで、製品安全の視点からデータ分析するにはいろいろ工夫が必要だったということもお聞きしております。個人情報等に配慮しながらも、介護事業者さん等がもっているデータを共通してこちらの製品安全にも使えるように、データのとり方ですとか、データ項目などをどうしたらよいかといった課題も、省庁をまたがる問題で難しいと思いますが、共通でご検討いただいて、今後に活かしていただければと思っております。

○三上委員長 遊間委員、ありがとうございました。

○大西製品安全課課長補佐 ご指摘ありがとうございます。関係省庁も多岐にまたがる話かと思しますので、今、政府全体として、オープンデータということでデータの利用を進めていこうということで動いているところでございます。まさしく個人情報との関係をしっかり整理した上で、できるだけ製品の安全という部分では公共の利益にもつながる部分だと思っておりますので、我々も働きかけを行いまして、そういった提供をしていただきやすい仕組みづくりを関係者の方々と協力しながら構築していくことを検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○三上委員長 ほかにはご意見、ご質問ございませんでしょうか。どうぞ。

○東嶋委員 東嶋です。ありがとうございます。

I Tを活用して消費者情報を登録していただくというのが、リコール対応などについて一番効率的な方法なのかと思っておりますが、1点お伺いしたいのは、リサイクルをする場合、業者さんを介する場合、こういったリコール対象品というのはチェックされているのでしょうか。

これはちょっと関係ありませんが、タカタのエアバッグの場合などは、アメリカで中古品が利用されてまた事故があったということを伺いました。日本の場合は、そういうリコール対象品は使えないということを伺いましたが、そのほかのものはどのようになっているのかお伺いさせていただければと思います。

そしてまた、リサイクルの業者さんを介する場合だけでなく、最近、消費者同士で、ネット上で中古品を売買しているケースが非常に多くなっているかと思っておりますが、例えば家電製品やガスの製品などの中古品を売買する場合、リコール対応品は消費者同士で売買する場合はチェックされないのではないかと思うのですが、最初のユーザーが所有者情報を登録していても、次のユーザーになった場合、どのように対応していったらよいと考えられているのかお伺いできればと思います。

○安居製品安全課長 ご質問どうもありがとうございます。まず、新たにリコールが始まったときには、リサイクル業者の皆さん方に連絡申し上げて、対応いただいております。

2点目の個人のネットの取引でございますけれども、基本的に我々は反復継続する、要するに販売業者に対しては法律でいろいろ規制をかける、お願いをするということがございますが、個人の取引につきましても、そういったご指摘があったような危険性がございます。

したがいまして、我々といたしましては、ネットを運営されているモール事業者に対しても、新たに開始されたリコール品情報を提供して、モール事業者の方たちは、例えばある意味キーワード検索してパトロールするというシステムを入れているモール事業者もごございますので、そういった中でリコール品を排除していくという取り組みをしていきたいと考えております。

○三上委員長 課長、ありがとうございました。

では、水流委員、お先にどうぞ。

○水流委員 先ほどのIoTのところ、クラウドタイプの製品使用時のヒヤリハットの報告システムをこちらのほうで、もしくはNITEさんのほうでつくっていただけないかなと思うのですがいかがでしょうか。介護施設は小規模でばらつきがあるので、自施設ごとにヒヤリハットの報告レポートシステムを導入することは厳しいところもあります。また、標準化されていないので、収集データが活用できないという問題があります。

そういう中小のところほど逆に危険があるので、レポートシステムは欲しいわけですがけれども現実的には整備する余裕が経営者にはない。他法、在宅にも必要性があります。在宅で、訪問介護や訪問看護を受けているとき、それら専門のサービス提供者が当該宅で報告しようとしたときに、共通使用できるものがあるとよいのではないのでしょうか。

厚生労働省は、病院等では共通のフォーマット等を提供して共通構造のデータが集まるようにしています。もしも、製品安全のほうで整備していただけるようであれば、クラウドタイプのもので、スマホからでも登録できるものがあると思います。先ほどのQRコードも含めてうまく構築できれば、いろいろなものの製品安全につながるような情報が集まってくるのではないかと思います。

先ほどの動画は、高齢者の行動、動きに対して製品が適切かどうかを判断したいわけですがけれども、高齢者の行動が不明となっていることが非常に多かったと感じました。ちょっとしたヒヤリハットでも、ある程度、この製品を使っているときとか、このサービスを使っているという情報がデータとしてうまくとれると大変意味があると思いました。次に、「動機」として製品安全に対する意欲が高まっているタイミングで情報提供するのが大切だと思いました。今、小学校での製品安全教育については整備が進みつつあるようなのですが、もし可能であれば「家族をもったとき」、「結婚、出産のとき」に何か刺激的な情報を与えるというやり方で、家族を守るための知識を得ることができるのではないかと感じました。

小学校では、①子供が家庭を守る、②子供が家庭や自分のおじいちゃん・おばあちゃんを守るというような教育プログラムになっていました。結婚、出産のときに自分の家族を守るという観点と、高齢者のところも高齢化に入る前での観点、つまり先ほどの例でいうと、60代のところであれば3.3倍ぐらいの相対危険率で、70代になると1.6倍になりますので、恐らく60代後半から70代のときに何らかの将来設計の観点として必要な情報提供、eラーニングを行うことが必要かと思いました。

最近の大学生をみていると、世代が変わってきているなと感じます。eラーニングに対応できるさまざまなI o Tの達人ができてきていますので、もっとコストパフォーマンスの高いやり方に変わっていきけると思います。そういう時代を想定しながら、積極的に準備していったらどうかと思います。

○三上委員長 水流委員、大変広範なご提案ありがとうございます。何かコメントございますか。

○安居製品安全課長 ご指摘どうもありがとうございます。前半の介護施設での事故情報の報告のフォーマットに関してなのですが、資料1の一番最後のページで今後の対応で説明させていただきましたけれども、ヒヤリハット情報を積極的に集めていきたいという中で、その情報を集めるときに、例えば老人介護施設に対してはこういうフォーマットで報告してくださいとか、ヒヤリハット情報の集め方のフォーマットを今後検討していったらいいのかなと考えております。ありがとうございます。

我々が広報でメインに据えているのは、先ほど説明がありましたN I T Eプレスです。

その中では、例えば子供の事故とか高齢者の多い事故というカテゴリーがありますがけれども、本日、今ご指摘いただいたように、例えば家族をもったときに多い事故とか、新しく子供をもったときに多い事故という切り口で、ライフステージにも注目した分析をしてN I T Eプレス等にも反映していくというのは1つあるのかなと思いました。どうもありがとうございました。

○三上委員長 では、郷原委員、どうぞ。

○郷原委員 I o T技術を通じた製品安全の高度化のところで、今説明いただいたことは、どちらかというとインターネットを通じての事故情報の提供とかりコール情報の提供など、広い意味での情報のやりとりの問題だと思うのです。我々とメーカー、あるいはその製品を使っている人たちと。むしろI o Tそのものと製品安全との関係でいえば、これから先、どのようにI o Tの技術が進歩していくのかわからないのですけれども、I o T

そのものであるインターネットと機器が直接つながることによる製品安全は、質的な変化を遂げてしまうのではないかということに対して、そろそろイメージをもっていかないといけないのではないかという気がするのです。

例えば、今、典型的にあらわれているのが自動運転自動車であって、これは国交省の問題で、直接経産省の問題ではないと思うのですが、自動運転が実現したら、恐らく安全に関する情報は製品である車自体が判断していくことになる。それと同じような消費者向けの製品で、インターネットと直接つながることによって、その機器自体が安全についての何らかの情報収集を行って、独自の動きをするというようなこともこれから開発されていく可能性があると思うのです。

そういう動きが今どんどん激しくなっているので、現時点ぐらいから、そろそろそういった将来的な製品安全のイメージを考えていかないと、一気にそういう技術が進展したときに、従来のような製品安全の考え方だけでは途端に対応できなくなってしまうのではないか。まだ将来のことなのかもしれないのですが、そろそろ1年後、2年後を考えたら、そういう検討を始めていかないといけないのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○三上委員長　この委員会でも考えなくてはいけない話題なのだろうと思いますけれども、事務局、どうでしょうか。

○安居製品安全課長　ご指摘ありがとうございます。家電製品があって、ネットを介して、家電においても自動運転や操作をしたというときに、何か事故が起きた場合、ネットのせいなのか、指令したメーカーのサーバーのせいなのか、製品そのものなのかという誰が原因なのかという問題も出てくるでしょうし、誤作動があったときに本当の原因はどこだったのか、更には、今の技術基準はこれでいいのか。将来的な、課題かと思います。今は製品単体の技術基準ですけれども、ネットも含めた上での技術基準も考えなければいけないのか。いろいろ新たな論点は出てこようかと思います。

遠隔操作の製品もいろいろ出てきておりますけれども、今現在においては、例えば遠隔操作でエアコンなり電熱機器なりが動くといったときに、暴走した場合に、そばにいた人がちゃんと手元で消せる。誰かが遠隔操作したときに、そばにいた人がびっくりしてすぐきちんと消せるということは技術基準として設けておりますので、今後さらに発展系として、ご指摘いただいたような課題に取り組んでいく必要があるかと認識しております。どうもありがとうございました。

○三上委員長　　ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。長田委員、どうぞ。

○長田委員　　ありがとうございます。将来のさまざまな技術を使った、先を見据えていくというのもすごく大切だと思うのですが、今現在、特に法律ができる前の古い製品をまだ使っている人々も大勢いらっしゃる。それは皆さんご承知のことだと思うのですが、そういう方々に、実際に登録なり点検なり買いかえなり、行動を起こしてもらうということもすごく大切で、その人たちへの周知が、対象を考えてもインターネットや何かの情報だけでは多分足りないだろうと考えていますので、もちろんいろいろ工夫してやっていらっしゃると思うけれども、どちらかという今頑張っているのは業界の方々のほうになってしまっているのではないかという気もしますので、経産省もそこは忘れずにやっていただきたいと思っています。

あと、製品の登録をやりました、その後、いっぱいいろいろなメールをメーカーさんからいただいたりしていると、だんだん見逃していくという傾向もあるのではないかと思いますので、ユーザー登録をした人への情報提供をどのように標準化していくのかというのもまた検討していただく必要はあるのではないかと思います。それぞれメーカーによっていろいろな工夫をしていらっしゃると思うけれども、毎月なり、いろいろな情報が定期的に入ってきていると、本当に絶対にみななければいけない情報をむしろ見逃すこともあるのではないかという気もするので、そういう検討も必要かなと思います。

以上です。

○三上委員長　　ありがとうございました。

○安居製品安全課長　　ご指摘どうもありがとうございました。前半の古い製品を使っている方々に対しての周知はネットだけでは不十分ではないかということで、古い機器を大事に使われている方は、現状、ご老人も多くて、大事に使われているということでございます。そういう方に対しては、ダイレクトメールなり新聞折り込みチラシなりで知らせるということも非常に大事でございます。ネットだけに頼らず、さまざまなツールを通じて周知は必要かなと考えております。

それと、後半の製品登録の話について、もう一度お話しいただけますか。済みません。

○長田委員　　ユーザー登録しますよね。

○安居製品安全課長　　長期製品についてですか。

○長田委員　　長期製品ではないにしても、さまざまな製品をユーザー登録して、ネット上、さっきQRコードがありましたけれども、あのような形で登録をします。そうすると、

そのメーカーさんからさまざまな情報をいただくというのを選んだとした場合、別に販売促進の情報があるわけではないのですけれども、そのメーカーのいろいろなお取引のメールが定期的に来たりすることもあるところもある。その場合、うまくいえないのですけれども、具体的に本当にすぐ何かみなければいけない情報と、一般的な情報が同じような感じで流れてきていると、早い話、結局、メールが山ほど来ていると見逃してしまうのではないのという話なのです。そういうところもいろいろ各社で工夫はしていらっしゃると思うけれども、もうちょっとそこも新たな研究課題にはなるのではないかと思っています。

それで、マイクをいただいてしまったので、もう一個。先ほどのヒヤリハットのNIT Eでの情報収集の中には、一般ユーザーは対象にはならないのでしょうか。車みたいに、それがもしできればすごくいいなと思いました。

○安居製品安全課長 製品登録した後、いろいろな情報がたくさん来るので、麻痺してしまうのではないかとのご指摘かと思います。そこは企業ともよく相談して、例えばリコールの周知をするときにはタイトルを真っ赤にするとか、いろいろ目立つような工夫と、その方が望まれる情報は何か、最小限のメールを送るとか、消費者の方がこの情報は要る、要らないと選択できるようにするとか、そういう工夫が今後必要なのかなと思います。

最後のヒヤリハット情報につきましては、ヒヤリハットをどういう範囲から集めるか。資料1の一番最後には、事業者とか自治体等と書いていますけれども、当然ながら、国センのように一般消費者から受け付けるということも視野に入れて検討していきたいと考えております。

○三上委員長 ありがとうございます。それでは、残り時間も少なくなりましたので。

○井上委員 はい。お話を聞いていて、製品サイドへのアプローチは未来も含めてすごくやっていたらと思います。

一方で、足元の消費者サイドのアプローチはもう少し工夫が——これ、経産省だけでできないので、なかなか難しいのですけれども、1つは高齢者にしろ、子供にしろ、学校教育とかがありましたが、接点ですよね。福祉関係の方とか、実際にユーザーと接点をもつところとの連携。その際には、消費者からみると、もちろん製品事故もそうですけれども、オレオレ詐欺があったり、火災もあれば、財産もあれば、健康もあればと。

そういう中で、接点があったとしても、いろいろな縦割りで話をされたら聞く方としては理解が難しいと思うので、消費者サイドから見たときにいろいろなリスク、要するに身

を守っていく、あるいはいい生活をしていくといったときに、その中で製品安全を誤使用も含めてどういう形で伝えていったら消費者のいろいろなリスクの中できちんと伝わるのかを考える必要があるのかなど。すなわち接点の工夫とコンテンツの工夫は、経産省だけではできないかもしれませんが、お願いしたいと思います。

○三上委員長　ありがとうございました。

○安居製品安全課長　まさにきょう出席されている消費者庁さんとも連携して工夫していきたいと思います。どうもありがとうございます。

○三上委員長　それでは、残りが5分になりましたが、最後の議題に移らせていただいでよろしいでしょうか。

最後の議題、製品安全関係法の改正事項ということでご報告をお願いいたします。

○安居製品安全課長　資料6、ご報告でございます。この1年取り組んだ関係法令の改正についてご報告申し上げます。

1ページ、電安法でございます。電安法は技術基準を設けておりまして、J I Sを主に引用しているわけでございます。J I Sの改定に伴いまして、J I Sが電安法でいう性能規定を満たしているかどうかという内容をチェックし、確認しているわけでございます。この1年間、45規格確認いたしまして、電安法の性能規定を満たしている整合規格として制定したところでございます。

2ページに行ってくださいまして、乗車用ヘルメットと家庭用圧力鍋の技術基準を改正いたしました。乗車用ヘルメットにつきましては、メインは(1)のJ I Sの改正で、J I Sの改正を引用している基準でございます。

J I Sの改正の中身でございますけれども、主にバイクのヘルメットでございますが、顎ひもの劣化によってヘルメットが脱げるというケースもあったので、このバックル、首ひもの劣化試験を新たに追加されたことに伴う改正でございます。

家庭用圧力鍋につきましては、通常使用状態である鍋とふたをしっかりとはめた状態での蒸気の漏れのテストが入ってございませんでしたので、これを新たに加えたものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○三上委員長　ありがとうございました。特にご質問等ありましたらお願いいたします。――それでは、事務局におかれましては、技術基準の見直し等の作業を進めていただくとともに、引き続きワーキンググループでの検討の結果について、小委員会へのフィードバ

ックをお願いいたしたいと思います。

本日は、皆様方からさまざまな意見をいただきました。特にインシデントレポートの収集については、随分いろいろな期待もあるようでございますので、その具体化を進めていただければと思います。

それでは、最後に事務局より連絡事項をお願いいたします。

○安居製品安全課長 本日の議事録に関しましては、事務局で作成した上で、後日、委員の皆様方にご確認いただき、ホームページにて公表する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○三上委員長 ありがとうございます。では、どうぞ。

○福島産業保安担当審議官 最後に一言申し上げます。本日は貴重なご意見、どうもありがとうございます。製品安全の政策を担当して感じますが、1つは情報収集や提供に関しまして、積極的ではない人に対する対応です。ITも含めて、そういう人にどうアプローチするか、近づいていくのかというのが、なかなかいい案がないので、これは引き続き教えていただけたらと思います。

もう一点は、リコールに関してなのですが、リコールのほうも委員長からあった分母の問題で、なかなか100にならなくて、どの製品がちゃんと進んでいるのか、進んでいないのかがなかなかわかりづらいという問題と、危険度とか時間軸を考えた中で、どこまでちゃんとやらなければいけないのかということについての議論が余り十分ではないような気がします。国が命令をかけた場合には、それは法的に考えるというのは当然考えるのですが、それ以外の民間が自主的にやるものについてもどうするのか、どう評価するのかについては、もう少し深い議論が必要だと思っています。

最後に、技術がいろいろ変化してまいりますので、技術が変化すれば法律がそれに追いついてこないというのは当然あり得ると思っていますので、そういった点についても、ぜひ皆様方のご意見も含めて、いろいろな製品の変化に法律なり行政がきちんと追いついていけるようにしてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

○三上委員長 福島審議官、ありがとうございます。

それでは、本日はご多用中のところ、長時間にわたりご熱心にご討議いただきましてありがとうございます。

以上をもちまして第5回の製品安全小委員会を終了いたしたいと思います。どうもありがとうございます。

お問合せ先

経済産業省 製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201